

令和元年第3回喬木村議会定例会会議録 (第 1 号)

令和元年9月2日（月曜日）

午前9時00分 開議

日 程

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名（6番 東原靖雄議員・7番 中森高茂議員）

第3 会期の決定

第4 村長あいさつ

第5 諸般の報告

1 議長の報告

2 監査報告

3 議案説明員の出席要請の報告

第6 報告

報告第9号（令和元年専決第1号）特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告第10号（令和元年専決第2号）損害賠償の額を定めることについて

報告第11号（令和元年専決第3号）令和元年度喬木村一般会計補正予算（第2
号）

報告第12号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率について

報告第13号 平成30年度決算に基づく資金不足比率について

第7 議案審議

議案第28号 喬木村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

- 議案第 29 号 喬木村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 喬木村下水道条例及び喬木村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 平成 30 年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 32 号 平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 33 号 平成 30 年度喬木村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 34 号 平成 30 年度喬木村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 35 号 平成 30 年度喬木村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 36 号 平成 30 年度喬木村水道事業会計決算の認定について
- 議案第 37 号 令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 38 号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 39 号 令和元年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 40 号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

第 8 請願

- 請願第 2 号 「国の責任による 35 人以下学級推進と教育予算の増額」を求める請願書
- 請願第 3 号 「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める請願書
- 請願第 4 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
- 請願第 5 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

3. 散 会

応集議員 12 名

出席議員 12 名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

(別表のとおり)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻になりましたので、ただいまから令和元年第3回喬木村議会定例会を開会いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言を行います。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2に進みます。会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、6番、東原靖雄君、7番、中森高茂君を指名いたします。

=== 日程第3 会期の決定 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、会期の決定を行います。

会期につきましては、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願うことといたします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

8月29日開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

今定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間とし、その日程につきましては、お手元に配布してあります日程表によることといたしました。

本日、上程されます議案は、議案一覧表のとおり報告5件、議案13件、請願4件です。

その審査につきましては、報告5件については、初日本会議で採決いたします。

除く13議案については、委員会付託することといたしました。

受理しました4件の請願は、「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額」を求める請願書、「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める請願書、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書、この4件は、社会文教常任委員会に審議を付託することといたしました。

次に、9月7日に行われます一般質問の通告は8件です。

質問の際には、申し合わせ事項を遵守し、質問事項及び要旨をできるだけ明確に質問してください。

全員協議会は、本日1日限り。議員の全員協議会は、本日と最終日に予定しております。

なお、予算決算委員会の決算審議2日間を除く常任委員会は、夜間開催となります。

審議が終了しない場合は、9月20日を予備日として設定していますので、あらかじめご了承ください。

なお、最終日に人事案件1件の上程が予定されております。

したがって、予算決算委員会終了後に議会運営委員会、続いて全員協議会を開催します。日時は後日お知らせいたします。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期、日程の追加につきましては、ただいま議会運営委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月24日までの23日間とし、委員長報告のとおり決します。

=== 日程第4 村長あいさつ ===

○議長（下岡幸文） 日程第4に進みます。村長あいさつ。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） おはようございます。

定例会招集にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、令和元年第3回喬木村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様にご出席を賜り、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定ほか重要案件につきましてご審議をいただきますことに、深く感謝を申し上げるとともに厚く御礼を申し上げます。

9月に入り、朝晩には秋の気配も感じるようになりました。

関東甲信地方は、7月29日に例年より8日遅く梅雨明けを迎えましたが、今年の夏も猛暑のニュースが続き、この南信州でも35度を超える猛暑日が何日かございました。

このような状況下で、熱中症疑いの救急搬送も急激に増えてきており、喬木村内では4名の方が該当となっており、飯田下伊那管内では、8月26日現在で95名の方が熱中症の疑いで救急搬送されております。

注目すべきは、95名中55名の方が屋内において発生しているとのことでございますので、皆様方におかれましても、熱中症は炎天下でのことと油断せず、体調管理には充分気をつけていただきますようお願い申し上げます。

おかげさまで、3月に設置が完了いたしました小中学校のエアコンについては、室温の上昇に合わせて、6月中旬から使用を開始をしております。例年、特に2階・3階や南西側の教室は熱がこもり、厳しい状況であったと思いますが、今年は、快適な環境の中で、子どもたちが勉学に励むことができたと聞いております。

トイレの洋式化工事も順調に進捗し、今後もよりよい教育環境実現のための環境整備を順次計画的に進めてまいりたいと思っております。

猛暑の一方で、台風や集中豪雨による水害は、今年も全国各地で発生をしております。幸いにも当村では災害は発生しておりませんが、これから台風シーズンを迎えるにあたり、事態発生の際は、早期の状況把握に努め、厳重に警戒をまいりたいと思っております。

また、第2回議会会期中の6月12日の降雹による農作物被害につきましては、果樹の収穫期を迎え、被害の深刻な状況が判明しつつあります。

伊久間原を中心に一部の農場では、被害が9割にもなるようなことをお聞きしております。

被災農家の皆様に改めてお見舞い申し上げますとともに、要請があれば、村としての支援について検討してまいりたいというふうに考えております。

さて、喬木村のお盆の風物詩として定着しました8月15日のたかぎふるさと祭りは、今年で32回目の開催となりました。

当日は大型台風の接近により開催が危ぶまれましたが、一部プログラムの変更したも

の、無事終了することができました。

花火大会については、打ち上げ場所の変更により、10号の打ち上げは断念をいたしました。また、スターマインの規模を大きくしていただくなど、例年にも増して豪華な花火大会になったと感じております。

風雨の中ではありましたが、村内外の多くの皆様にご来場いただき、賑やかに開催できたことをうれしく思います。

実行委員の皆様ほか、関係する皆様のご理解ご協力に改めて感謝を申し上げたいと思います。

それでは、6月議会以降の村の情勢について、報告をさせていただきます。

最初に、北保育園と中央保育園の統合について、6月議会以降の進捗状況について、ご説明いたします。

3月の保護者説明会と建設予定地に関するアンケート調査の結果を踏まえ、各自治会で統合保育園の建設について、説明をいたしました。

その後、統合保育園の建設予定地を、中原地区の運動公園テニスコート西側とすることをお示しし、住民の皆様、保護者の皆様のご理解をいただくために、7月初旬に住民・保護者説明会を3回開催し、約50名の方にご参加をいただいたところであります。

議会の皆様には、7月9日に行われました全員協議会において、統合保育園の建設予定地を中原地区として進めていく旨を説明させていただき、ご了解をいただいたところでございます。

これを受け、住民説明会・全員協議会の説明を踏まえて、7月11日に、統合保育園建設予定地の報道発表を行ったところであります。

その後、地権者の皆様にご説明をさせていただき、中原地区を建設予定地として進めていくこと、今後、用地測量を行わせていただくことについて、ご了解をいただいております。

統合についてはおおむねご理解をいただきましたが、通園バスへのご要望や適正な駐車場の確保、また、雨排水の問題等のご意見をいただいておりますので、皆様のご要望にお応えできるよう、今後もしっかりと検討してまいりたいと考えております。

今後予定しているスケジュールですが、現在は、用地測量を進めておりますけれども、今回の補正予算で、造成計画や排水計画等を設計していただくための委託料を計上させていただいておりますので、お認めいただければ、用地測量と造成計画等を順次進めていく予定となっております。

その後、基本設計のためのプロポーザルを実施し、基本設計を進めていくのに合わせて、土地収用法による事業認定申請を進めていきたいと考えています。

いずれにしましても、保護者の皆様、地権者の皆様、そして住民の皆様のご理解をいただく中で進めていかなければいけない事業でございますので、今後も慎重に進めていきたいというふうに考えております。

次に、リニア中央新幹線について、ご報告いたします。

8月8日に、JR東海は、天竜川架橋と本村内の高架橋、合わせて約960メートル間の工事事業者の公募を開始いたしました。

今までの例ですと、事業者が決定するまでに半年ほどかかるようで、新聞報道によりますと、来年度に工事説明会を開催し、来年下半期には工事着工したいとのことです。

阿島北地区の本線においては、用地補償交渉が継続して行われており、6月定例会以降、数名の方が売買契約を締結したとお聞きをしております。

ただ、全体で見ますと、契約者は地権者の1割強にとどまり、まだまだ時間を要するものと推測されます。

交渉にあたるJR東海や長野県には、引き続き、移転を余儀なくされる皆様が充分納得できる真摯な対応をお願いしたいというふうに思っております。

また、移転対象の企業2社の移転候補地である伊久間地区においては、農業振興地域除外の手続きについて、南信州地域振興局関係部署のご助言をいただきながら進めているところでございます。

今後も、用地補償交渉の進展と歩調を合わせ、事業を進めてまいります。

堰下ガイドウェイ製作・保管ヤード付帯工事につきましては、長梅雨における天候不順や竜東井からの湧水の影響もあり、工期を延長して対応しているところであります。

一部工事については、渇水期での施工が必要なため、全体の完成は年末までずれ込むことになりそうです。

ガイドウェイヤードに至る村道の新設改良工事につきましては、概略設計による長野県及び長野県公安委員会との協議が終わり、詳細設計を作成後、細部について協議をすることとなっており、詳細設計の完成をもって県等の協議が終了した時点で、地権者の皆様、地域の皆様に事業説明を行っていく予定としております。

現在、作業に想定以上の時間がかかっているため、JR東海から示されている秋以降の実施スケジュールに基づく造成工事についても、若干遅れることが予想されます。

造成工事についても、どこから土砂を搬入するのかがまだ明らかになっておりません

ので、JR東海より搬入先が示されましたら、搬入ルートにおける交通安全対策等検討・協議をしてみたいと考えております。

また、リニア駅近郊の立地を生かすまちづくりを検討する県の「リニア駅近郊エリアのまちづくり構想策定事業」につきましては、策定に係る検討会のメンバーが各市町村より選出され、今月には第1回検討会議が開催される予定となっております。

検討会の状況を見ながら、村としましても、このエリアにおける村の役割であるとか、堰下ガイドウェイ製作・保管ヤードの後利用の具現化について、検討してみたいと考えております。

続いて、三遠南信自動車道について、ご報告いたします。

飯橋道路2工区につきましては、天龍峡インターチェンジから龍江インターチェンジ間が、今年度中の開通に向けて順調に工事が進められております。

天龍峡インターチェンジに隣接する休憩施設も徐々にその姿を現してきており、開通に向けて期待が高まっているところです。

飯橋道路3工区につきましては、6月定例会以降、3箇所の工事が発注をされまして、現在、本線工事1箇所、工事用道路工事8箇所、計9箇所の工事が施工されています。

今後も継続して工事が発注される予定でありますので、地元として、円滑に工事が進められるよう協力してみたいと考えています。

また、関連する主要地方道下条米川飯田線富田バイパス工事も、工事が発注をされまして、明日、工事説明会が開催されるところです。

南部地域の皆様には、工事用車両の通行等ご迷惑をおかけするところではありますが、一日も早い開通を目指して、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、豚コレラの感染拡大については、連日報道されておりますとおり、岐阜県、愛知県のほかに三重県や福井県でも発生が確認されているほか、県内では、7月に豚コレラ陽性の野生イノシシが発見されて以来、これまでに木曾や塩尻を中心に271頭の野生イノシシの調査を行い、87頭の陽性が確認をされているところでございます。

飯田下伊那地区では、これまでのところ、7月に根羽村で2頭確認されて以降は、確認されておられません。

このような状況の中、県では経口ワクチン対策協議会を設立し、野生イノシシによる豚コレラの感染拡大を防ぐため、今月5日から8日にかけて、松本、塩尻と下伊那地域におきまして経口ワクチン2,400個の本格散布を行うということになっております。

また、村では、6月議会におきまして、野生動物による豚コレラ感染を防ぐため、養

豚場の防護柵設置補助金を補正対応したところでありますけれども、今議会におきましても、県の取り組みと歩調を合わせ、養豚場出入り口の車両消毒設備設置に対する補助金並びに消石灰等消毒資材購入費用を補助する補正予算案をお願いすることといたしました。

豚コレラの現状につきましては、今後も感染拡大が憂慮される状況にありますし、当地域では、今後、キノコの時期を迎え、多くの方が山へ入られることが予想されております。地域の皆様にもご協力をお願いしながら、何としても養豚場への感染防止に向け、取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、広域連合関係について申し上げます。

リニア時代を見据えた新施設の検討状況についてですが、先の全員協議会で報告しましたとおり、基本的な考え方について、6月22日に住民説明会を開催し、併せてパブリックコメントも実施しております。

さらに、リニア時代に向けた施設の整備に関する検討委員会を6月に立ち上げ、これまでに2回の会議を開催し、ご意見を伺っております。

検討委員会からは、年内に広域連合に対しての一定の提案をしていただくこととしており、連合としましても、これらの意見を参考に、広域連合としての考え方をまとめることになっております。

大変大きな財源を要する重要な案件でありますので、議会の皆様ともしっかり情報を共有し、検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、かねてから要望しておりました運転免許センターの件ですが、こちらも先の全員協議会で報告したわけでありますけれども、県警本部から、「地場産業センターへの設置は困難であるが、老朽化している飯田警察署の建て替えに併せて免許センターを併設する」とする案が示され、広域連合としては、6月19日に県警本部の提案を了承したところでございます。

県警からは、報道にありましたとおり、用地面積1万5,000平米、アクセス・取り付け道路の幅員が充分であること、公共交通の利便性が高いこと、災害危険箇所等指定地域でないこと、市街地に近いこと等の建設要件が示され、事業実施期間は着工から4年間を想定していることが示されました。

これを受けまして、広域連合では、早期に実現可能となるよう、場所や時期等の具体的な課題について、県警本部と協議を進めていくこととしました。

県警本部会計課を窓口、事務レベルで候補地について検討を始めるとお聞きしてお

りますので、早期の事業化について、県並びに県警本部に要請してまいりたいと思っております。

次に、南信州地域の高校の将来像を考える協議会についてですが、6月5日に県立高校設置市町村長を委員に加え、協議会がスタートをしております。

中学校卒業予定者の推移では、本村の属する第9通学区においては、平成29年に1,715名であった卒業生が、令和15年には1,169名となり、32%も生徒が減ると推移されております。

こうした少子化が進む中で、学校規模の縮小を見据えた地域全体の高校の将来像の検討、定時制を単位制に移行する等、多部制、単位制の機能を補完する仕組みを検討することとしております。

これから年内に協議会を重ね、当地域の意見・提案書をまとめることになっておりますので、注視してまいりたいと思っております。

それでは、本議会に報告及び提案させていただきます議案につきまして、概略を説明させていただきます。

報告案件につきましては、条例1件、損害賠償1件、補正予算1件、財政の健全化関係2件の計5件になります。

報告第9号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬額の改正を行うものになります。

報告第10号につきましては、消防自動車の事故に関する損害賠償の額を定めることについて、専決処分をさせていただきました案件をご報告させていただきます。相手方には多大なご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫びを申し上げたいと思っております。

報告第11号、令和元年度喬木村一般会計補正予算（第2号）につきましては、特別養護老人ホーム喬木荘雨漏り対応のための改修工事費用300万円の補正予算を専決処分させていただきましたものになります。

報告第12号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率について及び、報告第13号、平成30年度決算に基づく資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条及び22条に基づき、監査委員の意見を付して報告するものになります。

議案につきましては、条例3件、平成30年度各会計決算の認定6件、令和元年度補

正予算 4 件の合わせて 13 案件になります。

議案第 28 号、喬木村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に基づき、印鑑証明書に旧氏を記載することができるようにする等の改正を行うものになります。

議案第 29 号、喬木村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に基づき、災害弔慰金の額を改定するもの等になります。

議案第 30 号、喬木村下水道条例及び喬木村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、条例で定めている成年被後見人等に係る欠格条項等を改正するものになります。

議案第 31 号から議案第 36 号までは、平成 30 年度の一般会計並びに各特別会計、事業会計の決算認定をお願いするものであります。

一般会計と 4 特別会計の決算合計額は 51 億 4,239 万円となっており、前年に比べ 12.6%、7 億 4,454 万円の減となりました。

主な減少要因は、多機能型施設アスポ建設工事の完了、国保特別会計の財政運営の主体が県へ移行した制度変更、また、下水道特別会計の公営企業会計移行に伴う打ち切り決算等によるものとなっております。

また、公営企業会計の水道事業については、収益的支出の水道事業費用は 1 億 6,118 万円、資本的支出は 2,067 万円となっております。

各会計の決算及びわかりやすい決算書とともに、去る 8 月 19 日から 22 日まで監査委員による決算審査が行われ、意見書が提出されておりますので、併せてご審議いただき、認定いただきますようお願い申し上げます。

平成 30 年度の財政状況について申し上げますと、財政力指数は、前年度より 0.1 ポイント上昇の 0.26、経常収支比率は、前年度より 1.3% 下がり 82.9% となっております。

財政の健全化判断比率による 4 指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、村のすべての会計が黒字決算で資金不足が生じていないため、該当なし。実質公債費比率は、前年度同様の 8.8%、将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき負債額を充当可能財源が上回るため、該当なし。また、上下水道各会計の資金不足比率につきましても、資金不足が生じていないため、該当なしとなっております。昨年度に引き続き健全であり、適正な財政運営ができたものと考えております。

これもひとえに村民の皆様、議員各位のご理解とご協力の賜と感謝を申し上げる次第でございます。

議案第 37 号、令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 3 号）は、前年度繰越金の確定、プレミアム付き商品券売上金の計上による歳入の増などにより、歳入歳出それぞれ 8,896 万 6 千円を追加するものです。

歳出では、プレミアム付き商品券事業 2,030 万円、保育無償化義務の委託料及び統合保育園用地測量等業務委託費の経費 691 万 7 千円、豚コレラ対策事業 500 万円などを計上しております。

議案第 38 号から議案第 40 号までは、3 特別会計の補正予算となっております。

議案第 38 号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）では、決算額確定による前年度繰越金を計上し、歳出では、保険給付費等を計上しております。

議案第 39 号、令和元年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、決算額確定による前年度繰越金の計上となります。

議案第 40 号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入では、決算額確定による前年度繰越金等を計上し、歳出では、国庫負担金等の過年度精算による返還金を計上しております。

各案件とも後ほど担当課長等より説明させますので、慎重審議の上、全案件ご承認いただきますようお願い申し上げます。

村議会の皆様が取り組んでおられます議会改革は、全国的に注目されており、多くの議会関係者が視察に訪れています。

また、昨年 12 月設置をいたしました議会改革特別委員会も 14 回協議を重ね、さまざまな事項の検討を進めているとお聞きをしており、積極的な改革への取り組みに対し、改めて敬意を表したいと思えます。

気象庁の予報によりますと、この秋も高温の状況が続く予想で、特にこの一週間も暑い日が続くとのことであります。

議員各位におかれましても、ご自愛いただきまして、審議にあたっていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私からの 9 月定例会招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（下岡幸文） 村長あいさつを終わります。

==== 日程第5 諸般の報告 ====

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第5、諸般の報告をいたします。

◇ 1 議長の報告

○議長（下岡幸文） はじめに、議長の報告をいたします。

7月18日、埼玉県の伊奈町議会、7月30日、群馬県の南牧村議会の皆さんが視察に訪れ、その対応をいたしました。

以上が議長報告であります。

次に、議案等の受理であります。本定例会に提出されました案件は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

◇ 2 監査報告

○議長（下岡幸文） 次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成31年3月から令和元年8月までの間に実施されました平成30年度一般会計、特別会計の監査状況と決算監査の監査報告を一括して、市瀬代表監査委員から報告していただきます。

市瀬代表監査委員。

○代表監査委員（市瀬晴康） それでは、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、3月の議会報告以降に実施した検査・監査の結果につきまして、概略ご報告いたします。

3月は、2月に引き続き平成30年度の工事等の執行状況の確認のため、抽出で、平成30年度防災・安全交付金事業橋梁修繕工事（村道1号線・藤の木橋）、喬木村立第一小学校及び中学校の空調設備設置工事、社会資本整備総合交付金事業道路改良事業（村道1号線・桃添）等を検査いたしました。

4月は、土地等の賃貸借契約状況、平成30年度随意契約状況を、提出された資料により確認いたしました。

5月は、特定非営利活動法人たかぎの監査を実施しました。

また、4月から公営企業会計に移行しました下水道事業会計の例月出納検査を始めました。

6月は、30年度に購入した備品の管理状況と総務課の事務事業の執行状況を確認しました。

また、住民窓口課の事業執行状況及び平成30年度税収等徴収実績につきまして、資

料により説明を受け、確認いたしました。

7月は、保健福祉課の事業執行状況を、提出資料により説明を受け、確認しました。
また、平成30年度の水道事業会計及び下水道特別会計の決算審査を実施しました。

8月は、教育委員会から令和元年度喬木村ICT活用教育方針及び保育園の統合に向けた事業執行状況等について、提出された資料により説明を受け、確認いたしました。

以上でございますが、3月以降、6回の例月出納検査と定期監査の中では、行財政の管理運営が順調に進行しており、大きな瑕疵、誤謬はないものと認めました。

以上、監査報告といたします。

続きまして、平成30年度喬木村一般会計、特別会計及び水道事業会計決算審査意見書の報告をいたします。

平成30年度の一般会計と特別会計につきまして、昼神委員とともに決算審査を実施いたしましたので、お手元にあります8月26日に提出しました意見書に基づきまして報告をいたします。

平成30年度喬木村一般会計、特別会計決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定によりまして、審査に付された平成30年度喬木村一般会計、特別会計の決算に関する意見書は次のとおりであります。

めくっていただいて1ページですが、決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、平成30年度喬木村一般会計歳入歳出決算、以下4つの特別会計であります。

2、審査の期間、令和元年8月19日から22日の4日間。

3、審査の場所、喬木村役場委員会室。

4、審査の方法、村長から審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、事務事業評価シートに基づきまして、関係職員から事業内容を聴取するとともに、関係帳簿との照合を行い、例月出納検査、定期監査の状況をも参考にして、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査を行いました。

平成30年度が第5次総合計画の3年目の執行であること、評価指数(KPI)から期待される事業効果・課題・今後の方向性・事業評価・総合評価についても聴取しました。

また、抽出により、工事の竣工状況について、現場確認も併せて実施しました。

5、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、政令で定

める付属書類につきましては、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算計数は正確であると認められました。

また、決算の内容及び予算の執行状況も正確に表示されており、事業効果及び課題の把握も確認しました。将来負担要素を注視し、有利な補助金の活用、起債等の財源確保についても配慮がなされ、適切な財政運営がされていると認められました。

審査の詳細は、第2、総括以降に記載しております。

第2の総括ということで、平成30年度各会計別歳入歳出決算の概要ですが、一般会計及び特別会計の決算は次のとおりであります。

総歳入総額は54億9,241万4,835円で、前年比10%の減、総歳出総額は51億4,238万8,744円で、前年比13%の減となり、歳入歳出差引差額（形式収支）を見ますと、前年に引き続き黒字となっています。

平成29年度公会計連結資金収支計算書においても、年度末資金残高は増加しており、引き続き平成30年度も同様の結果が予想され、健全性を確認しました。

次に、第3、一般会計についてですが、（1）決算収支の状況ですが、一般会計における歳入歳出差引額（形式収支）は2億3,218万7千円と、前年同様に黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源は、おおむね7,752万5千円で、実質収支は1億5,466万2千円、前年度と比較すると、単年度収支が2,283万3千円の増となっていることから、単年度は安定した行政運営ができていると判断しました。

この単年度収支に年度中の財政調整基金等の増減を加えて計算する実質単年度収支は、2,404万8千円増となっていることを確認したことから、問題ないと判断しました。

自治体財政の硬直化の判断材料として参考にされる本年度の経常収支比率は82.9%と、前年比より1.3ポイント減少しているが、全国平均の92.8%、長野県平均の86.5%、類似団体平均の86.9%に比べて下位にあります。

この指標は臨時財政対策債の借り入れの有無により変動するものであり、平成30年度の一般会計においては、臨時財政対策債の借り入れをすることなく、財源確保できたことは評価するところであり、数値に変動はなかったことを確認しました。

有利な起債を活用する事業を中心に取り組んできた成果が公債費減少につながり、この指標の改善されたことを確認したが、人件費及び扶助費は右肩上がりの状況が想定されることから、引き続き弾力的な行政運営ができるよう努力が必要であることを確認しました。

次に（2）歳入・歳出の状況であります。収入合計は37億766万6千円でありま

した。過去 10 年間の交付税額は、おおむね一定の財源が確保されている。歳入における自主財源の割合は 33.7%であり、残りの 66.3%は依存財源の割合となっております。自主財源の割合の拡大を図ることは大変厳しく、昨年まで貢献しているふるさと納税も、前年比 6,190 万 8 千円の減と落ち込んでおり、制度の厳格化による影響が大きいことを確認しました。現状のふるさと納税は安定的な財源にはなっていないものの、引き続き財源確保のための取り組みに期待します。

性質別歳出の状況につきましては、投資的経費、物件費の減少の影響から義務的計補の増加が確認されました。これは、働き方改革に係る労働条件の変更等必要な人件費、社会保障に係る費用の増加が考えられます。特に臨時的雇用に関する労働条件の改善に関する経費が、今後ますます必要になることが予想されます。投資的経費は、地方創生推進交付金事業の減少。物件費は、積立金を中心に全体的に前年比べて減少したことを確認しました。

目的別歳出の状況につきましては、教育費の増加が目立ったところではありますが、教育費にあつては、小中学校のエアコン整備、運動公園グラウンドのLED照明等の教育環境や社会体育環境整備という必要な支出を、有利な財源で確保して実施した事業であることを確認しました。

村税は、歳入全体の 14.4%を占める自主財源として貴重な財源であり、前年度比較して 1.8%減の 5 億 3,205 万 5 千円と微減傾向を確認しました。

住民税が、前年度比 1.89 ポイント減少し、金額ベースで 491 万 1 千円減となっております。

軽自動車税は、1.97 ポイント上昇し、金額ベースで 48 万 9 千円の増額となっております。

一方、固定資産税は、2.42 ポイント減により、金額ベースで 558 万円の大減。年度により増減する法人住民税の減と固定資産評価替えにより土地評価の減少が主な原因であることを確認しました。

市町村たばこ税は、0.70 ポイント増により、金額ベースで 18 万 2 千円の増額になったことを確認しました。

村税収納率につきましては、成果指標により比較する上で、昨年の 97.9%から平成 30 年度 98.0%に 0.1 ポイント上昇し、未収金の金額ベースでは 68 万円の減額と徴収率の改善が確認されました。

ふるさと納税による寄付金は、総務省通達に従い、返礼品及び返礼率の見直しの影響

から、前年度 2 億 2,231 万 8 千円から 30 年度は 1 億 6,218 万 1 千円に減少が確認されました。地元農産品目の取り扱い件数は、前年の 1 万 3,335 件から 30 年度 1 万 2,483 件と減少しているものの、桃を中心とした地元農産物への人気は高いものであります。地元農産品の活用は、生産者にとっての経済効果が大きいだけでなく、喬木材をアピールする材料になっていることから、引き続き魅力ある商品開発を期待いたします。

地方交付税は、歳入全体の 47.3%を占め、17 億 5,319 万円。前年に比べまして 70 万 5 千円の増となっております。人口減少による交付税算定の基礎数値の減が、地方自治体に及ぼす財政への影響が懸念されているが、前年並みの交付額を確保するために、常に交付税措置率の高い事業に取り組んでいることを確認しました。

村債は、有利な起債を活用、30 年度は臨時財政対策債を活用せずに有利な補助事業等に対応し、財源確保に努めた結果を確認しました。

村債と基金残高の推移につきましては、平成 21 年度より基金残高が村債残高を上回っている状態を堅持しております。特に平成 26 年度以降は、基金残高の上昇に対して村債残高が減少しております。平成 30 年は村債残高に対して基金の残高が 1.7 倍に達している成果は、リニア・三遠南信自動車道路関連経費を含めたインフラ整備に加えまして、小中学校を含む改修経費、保育園統合に係る経費など、公共施設長寿命化等将来負担に備え、着実な内部留保ができてきている結果であるが、今後、リニア関連事業や統合保育園の事業が本格化することで、基金を取り崩す時期を控えているため、引き続き基金積み増しに努力されたいということであります。

一般会計における収入未済額が 1,092 万 3 千円であることを確認しました。昨年度 1,198 万 3 千円に対して 8.85%減額が確認しました。現年滞納額は減少傾向にあるものの、滞納繰越額は積み上げられており、税の公平性の観点から、引き続き徴収対策が必要であります。

なお、村税、保育料、給食費及び住宅使用料の未収金は、記載のとおりでありまして、前年に対して全体的に減少しているのでごらんいただきたいと思います。

次に、(3) 事業執行状況であります。

これは、事務事業評価シートを活用したわけですが、第 5 次総合計画を推進する構成事業としてそれぞれ成果指標を設定し、指標の推移、事業の成果及び課題に事業評価し、課題解決を図るために P D C A サイクルが機能していることを期待したい。最小の経費で最大の効果を実現できるよう、各事業について事業内容等聴取した結果、いくつかの事業について、審査結果の意見を掲載しておきます。

1つは、村営バス運営事業経費、村営バスの運営につきまして、利用者の減少による見直しを検討とあるが、村民全体の重要な交通手段であります。乗降結果を基に、車両の小型化が計画されております。早期に実現されたいということでもあります。

ふるさと納税関係経費であります。返礼品の農産物は引き続き好評であります。新商品の開発、村の魅力発信に期待したいということでもあります。

リニア対策関係経費であります。ガイドウェイヤード製作・保管ヤードの整備にあつては、土地の先行取得でおおむね完了しております。一方で、移転補償の事業が農地法の行政手続きの進捗に左右されることを確認しました。ガイドウェイヤード、本線工事及び関連工事が本格化することで、工事車両との増加が予想されます。住民の交通安全確保、工場移転問題含めて、県及び関係機関と連携して対処されたいということでもあります。

地方創生推進交付金事業、空き家の活用について、微増ではありますが、問い合わせ・相談件数の増加が見られ、効果の確認ができました。

たかぎスポーツクラブ会員数が増加していることから、多機能型交流施設アスポの活用を期待したいと思います。

徴税賦課事務経費、村税だけでなく、国保税、介護保険料の滞納が、前年に比較して減少しております。利便性の向上を目的にコンビニ収納に向け、準備が進められていることを確認しました。

次に、戸籍住民基本台帳経費であります。マイナンバーカードの取得率が低い状況にあることを確認しました。現在、取得率向上に向けた取り組みの結果、改善されているとのことではありますが、今後、免許返納者等の身分証明書としての機能、行政手続きの簡素化に加えて、令和2年度より健康保険証としての利用が見込まれることから、一層の普及に向けた周知に取り組まされたいということでもあります。

次に、各保育園運営経費であります。現在の保育要望に対応するために、保育士確保に苦慮されていることを改めて確認しました。今後、計画されている統合保育園の建設にあたっては、利用者のニーズをくみ取り、事業を進められたいということでもあります。

次に、出産祝金事業であります。早期から子育て支援の目的で開始した事業が、近隣の他町村でも同様の施策が行われるようになったことから、果たしてこの事業が移住定住の施策になり得るか、費用対効果があるのか、報告のとおり見直しの時期に来ていると思われま。制度変更の見直しにあたっては十分な説明をお願いしたいということ

であります。

次に、農業振興事業補助金であります。新技術促進に向けた取り組みを図っていることを確認しました。国が推進するスマート農業を中山間地域でも導入できるよう、さらなる取り組みを期待したいと思います。

次に、村単農業施設改良事業であります。「地元負担金の割合が適正であるか検討」とあり、高森町・豊丘村の地元負担率 10%に対して、喬木村の地元負担率 50%との説明を受けました。負担率だけでなく、予算執行規模や1事業の事業量も比較検討も必要と考えます。引き続き研究検討されたいということでもあります。

次に、社会資本整備総合交付金事業であります。住民の安全、安心の施策として、早期にすべての橋梁点検を実施した結果を、修繕計画に基づき取り組んでいることを確認しました。早期修繕が必要な5橋についても、計画的に取り組まされたいと思います。

次に、村単道路改良事業であります。事業に係る地元負担金につきまして、長期償還可能にするなど、小規模地区に配慮した手法について評価するものであります。

次に、小中学校管理経費であります。中学校が建設当時から大規模な改修を行っておりません。トイレの改修など修繕費用が必要な案件が積み上がり、多くの資金が必要な状況である中で、国の臨時特例交付金事業に早期に申請して、小中学校のエアコン整備を実施したことは高く評価できます。

次に、保健体育施設管理経費であります。運動公園グラウンド照明のLED整備、グラウンド整地など、住民の利用頻度の高い体育施設の整備は住民福祉の向上につながるわけでありまして、課題となっていた電気代の抑制が今後期待されます。

次に、消防団運営経費であります。消防団は地域防災を担う組織であります。団員が年々減少にある実態を確認しました。行政だけでなく、地域と一体となった団員確保の取り組みに期待するものであります。

次に、借入金元金償還経費であります。交付税措置率の高い地方債の借り入れに注力しております。引き続き取り組まされたいということでもあります。

次に、借入金利子償還経費であります。公的資金の借入利率が減少している中で、積極的に財政融資資金の借り入れを活用した資金手当ができております。引き続き取り組まされたいと思います。

次に、(4)繰入金金の状況ですが、福祉基金 300 万円については、特別養護老人ホーム喬木荘の修繕に係る必要額を繰入金として計上されたことを確認しました。

リニア・三遠南信道活性化基金 8,000 万円については、堰下地区ガイドウェイヤード

用地を先行取得するための必要額を計上されたことを確認しました。

次に、（５）他会計繰出金の状況ですが、国民健康保険特別会計へ 4,144 万 3 千円、後期高齢者医療特別会計へ 2,731 万 5 千円、介護保険特別会計へ 1,074 万 5 千円、下水道特別会計へ 1 億 9,200 万円、水道事業会計へ 1,477 万円となっております。すべての繰出金の内容は、担当職員の人件費及び起債の元利償還金含めたルール分であり、法定外の繰り出しはないことを確認しております。

次に、（６）公債費の状況ですが、30 年度の元利償還金額は 2 億 9,501 万 2 千円でありました。新規借入れは、辺地対策事業債、緊急防災・減災事業債、学校教育施設等整備事業債など 3 本であります。住民の安全、安心、児童・生徒の教育環境整備に必要な借入れであることを確認しました。

次に、（７）基金の状況ですが、リニア・三遠南信道関連活性化基金は、堰下ガイドウェイヤード用地取得のための費用として取り崩しましたが、将来負担に備えて、公共施設整備基金の 1 億 3,268 万 5 千円を筆頭に積極的な積み立てに取り組んでいることを確認しました。平成 29 年度末残高 38 億 8,261 万 7 千円から 6,007 万 9 千円を積み増し、平成 30 年度末残高は 39 億 4,269 万 7 千円と確認しました。

次に、第 4、特別会計についてですが、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計につきましては、歳入歳出差引、実質収支の状況確認と財政健全化法に基づく監査を実施するとともに、事務事業評価シートによる施行状況を確認しました。

実質収支は、上記 4 会計とも黒字であり、一般会計からの繰入金についても、ルール分の差額を繰入金としていることを確認し、基金の積立額も増額を図っていることから、事業運営上、問題ないことを確認しました。

（１）国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額 5 億 8,380 万 3 千円、歳出総額 5 億 6,693 万 5 千円でありました。歳入歳出差引額、実質収支は 1,686 万 8 千円の黒字であることを確認しました。

平成 30 年度から制度改正により長野県が事業主体になったことで、納付金についても平準化が図られ、運営上、支障はないことを確認しました。

特定健康診断の受診率は、各地区いずれも国の目標の 60%を超えております。29 年度受診率 73.4%から 75.3%となり、重症化予防施策として取り組み成果が表れていることを確認しました。

被保険者数は減少傾向にあることを確認しました。

基金積み立ても図られ、安定的に運営していることを確認しました。

国保税の収納率が、平成 29 年度 97.3%に対して平成 30 年度は 98.4%と改善されております。過去 3 年間の収納率平均を下回ると、長野県からの納付金額に対して大きな資金不足が発生すること、修正申告による積み上がった滞納額の改善は確認できましたが、現時点で、現年度分の滞納額と過年度分滞納額の合計は 862 万円であります。

次に、(2)後期高齢者医療特別会計ですが、歳入総額 7,476 万 6 千円、歳出総額 7,472 万 8 千円でありました。歳入歳出差引額、実質収支は 3 万 8 千円の黒字であることを確認しております。

医療給付費は、隣接する同規模町村・長野県と比較しても低い水準を保っていることを確認しました。

収入未済額を確認した結果は、記載のとおりでございます。

次に、(3)介護保険特別会計であります。歳入総額 7 億 6,883 万 5 千円、歳出総額は 7 億 5,185 万 9 千円でありました。

介護認定者数は、要介護 5 及び要介護 4 含めて減少傾向にあるものの、その多くが施設を利用することで全体の介護保険給付費の上昇につながっていることを確認しました。

介護保険料は、第 7 期、平成 32 年度までの第 7 期は月額 5,900 円の据え置きとしておりますが、近隣町村に比べてまだ割高となっております。

介護保険努力支援制度に積極的に取り組んだ成果により、保険者機能強化推進交付金が 122 万 4 千円交付され、評価されていることを確認しました。

平成 30 年度は、生活支援コーディネーターを中心に新たなサービスも開始され、サービス利用者が増加していることから、事業効果を期待したいと思います。

収入未済額は記載のとおりですが、未収金対策につきまして、引き続き徴収に努力されたいということでもあります。

次に、(4)下水道特別会計であります。歳入総額 3 億 5,734 万 5 千円、歳出総額 2 億 7,338 万 7 千円でありました。歳入歳出差引額、実質収支は 8,395 万 8 千円の黒字でありました。

平成 31 年度企業会計に移行したことから、3 月打ち切り決算になっていることを確認しました。

今後、堰下処理区域と伊久間処理区域の統合に向けた計画、リニア移転補償等の新設改良工事や長寿命化に向けた修繕箇所が増加が予想されます。処理人口の減少する中で、

計画的、効率的な運営が求められます。

作成された経営分析を確認する限り、現時点では大きな問題はありません。

ただし、事業の性質上、使用料による資金回収には長期間必要であるから、経営分析に基づき、計画的、安定的な運営を期待するものであります。

収入未済額を確認した結果は、記載のとおりでございます。

未収金対策について、引き続き徴収に努力されたいということであります。

次に、第5、その他の審査ですが、(1)発注工事請負契約等についてですが、平成30年度村発注73事業につきまして、設計額、契約額、落札額、入札の状況、工期等について確認しました。

事業費の多少に関わらず、落札率については、5ポイント以上設計額を下回っていることを確認しました。

事業の特殊性により随意契約となる事業であっても、最小の経費で最大の効果が得られるように、予算執行にあたっては引き続き経費削減に努められたいと思います。

(2)現地検査につきましては、道路改良工事、設備更新等の現地検査を実施しましたが、施工は良好であり、いずれも適正に処理されていることを確認しました。

(3)超過勤務・年次有給休暇取得の状況ですが、提出された資料に基づいて確認しました。期間は1月から12月の1年間、前年度の状況と比較確認しました。

実超過勤務時間が合計7,312時間となり、前年に比べて約1,000時間増加しているため、超過勤務手当支給時間が1人平均49.92時間でありました。前年に比べて7.87時間の増、年次有給休暇の取得状況については、職員1人平均5.6日、前年度5.3日に対して0.3日の伸びを確認しました。

組織全体でプレミアムフライデーを実施するなど、働き方改革・職場環境の改善に取り組んでいる一方で、実超過勤務時間は増加しております。業務内容により担当係で格差があります。31年度より産業医と契約して、職員の心身両面の健康管理を実施しております。

(4)公用車の安全運転の励行ということですが、公用車による物損事故件数が増加しております。運転にあたっては、職員一人一人が法令を遵守し、安全運転に心がけ、事故防止に努めていただきたいということであります。

第6、審査結果ですが、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書に基づく審査の結果、決算は計数において正確であり、内容も正当なものとして認定いたしました。

続きまして、平成30年度喬木村水道事業会計決算審査意見書について、ご報告いた

します。

地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、審査に付された平成30年度喬木村水道事業会計の決算に関する意見は、次のとおりであります。

1 ページですが、決算審査意見書、第1、審査の概要。

1、審査の対象は、平成30年度喬木村水道事業会計歳入歳出決算。

2、審査の期間、令和元年7月25日の1日間。

3、審査の場所、喬木村役場議会事務局室・水道倉庫。

4、審査の方法、村長から審査に付されました水道事業会計歳入歳出決算書に基づきまして、会計管理者である生活環境課長及び担当する職員から、決算の概況資料により説明を聴取して審査を実施しました。

関係帳簿との照合を行い、例月出納検査、定期監査の状況をも参考にして、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査を行いました。

人口減少が加速化することで懸念される給水人口、料金減少について、経営分析した内容も聞き取り調査いたしました。

棚卸資産についても、数量等を確認しました。

5、審査の結果、審査に付された水道事業会計決算書、政令で定める付属書類につきましては、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算計数は正確であると認められました。

また、決算の内容や予算の執行状況も正確に表示されており、安定的な事業継続の見通しや課題の把握も確認しました。

総務省が公表している健全化基準を満たし、類似団体の数値と比較しても、経営上問題ないことを確認しました。

棚卸資産につきましては、期首と期末で数量増減及び資産価格を把握した管理をこれからお願いしたい、求めるものであります。

それ以外の将来負担要素を注視し、起債等の財源確保についても配慮がなされ、適切な財政運営がなされていると認められました。

審査の詳細は、第2、総括以降に記載いたしました。

2ページの第2、総括ですが、1、決算の概況についてですが、(1)収益的収入及び支出について、水道事業収益決算額は1億6,822万8,999円となり、水道事業費用決算額は1億6,118万2,720円となり、それぞれ確認しました。

(2)資本的収入及び支出につきまして、資本的収入決算額は1,064万9,000円とな

り、資本的支出決算額は2,066万9,925円となり、それぞれ確認しました。

収入額が支出額に対して不足が生じておりますが、前年度支出に対する税の精算であることから、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額及び引継金で補填することとなったが、問題ないことを確認しました。

以上に関連して、(3)損益計算書、(4)貸借対照表、(5)企業債の状況、(6)キャッシュフロー計算書の概要が記載されておりますが、内容を確認した結果、健全な運営がなされていることを確認しました。

2、業務の概況ですが、喬木村の当期水道普及率は98.3%であり、前年度に比べて0.3%向上しております。類似団体の平均普及率と比べて高い普及率にあることを確認しました。

1日の平均有収水量240リッターであり、前年に比べて3リッター増加しております。類似団体の平均に比べて少なく、喬木村は節水意識が高いことを確認しました。

給水人口は6,261人であり、前年に比べて60人の減少となっております。人口減少による影響が直接影響する結果となっていることを確認しました。

次に、3、経営分析指標についてですが、(1)収益性を示す指標について、この中で経常収支比率、営業収支比率といった指標の数値が出てきますが、これらから見て、喬木村は水道普及率が高い一方で、短期的に多額の先行投資をした結果が影響していると考えられることから、今後は整備した資産の長寿命化を図る努力をされたいということとなります。

次の(2)資産の状況を示す指標、(3)財務状況を示す指標が記載されていますが、いずれも健全な状態であることを確認しました。

次の(4)施設の効率性を示す指標の一つとして、有収率は、当期93.56%、類似団体平均より高く、漏水が少ないことを確認しました。

次に(6)料金に関する指標ですが、給水原価、供給単価は、類似団体よりも低く抑えられております。料金回収率は、類似団体に比べて高いが、未収金が1,125万9,898円となっているので、回収方を検討されたいと思います。

次に(8)飯伊市町村水道料金比較ですが、各市町村により料金に差があることを確認しました。水道普及率に係る初期投資の大小、給水人口、今後想定する改修費用等総合的に判断されなければならないが、企業会計決算報告数値が公表されて、比較されることが今後予想されることから、各町村の現状と課題につきまして、引き続き研究されたいということとなります。

(9) 棚卸資産の管理、水道倉庫において棚卸資産の現場検査を実施しました。水道メータを含めて資機材の数量を確認したが、期首数量・期末数量が一覧で記入した台帳整備が適切に整備されていなかったことから、早急に整備されたいということでありま

す。
第2、審査結果として、決算は計数において正確であり、内容も正当なものと確認、認定いたしました。

次に、平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率に関する審査の意見書も、同日付で提出させていただきました。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率に関する意見書は次のとおりであります。

1、審査の概要ということで、この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果、総合意見として、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

表がありまして、30年度が4つの健全化の項目の中で該当するのは、実質公債費比率ということで8.8%となっております、国の早期健全化の基準でいいますと、25%以内ということでもありますから、かなり改善がなされているということでもあります。

個別意見として、①②④のところについては、いずれも実質収支が黒字でありますし、資金不足がありませんし、充当可能財源が将来負担を上回っているということで、該当しないということでもあります。

3番、是正改善を要する事項というのがありますが、特に指摘する事項はありませんでした。

次に、平成30年度決算に基づく資金不足比率に関する意見書ですが、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、審査に付された30年度決算に基づく資金不足比率に関する意見であります。

記載のとおりですが、(2)の個別意見として、資金不足比率については、いずれの特別会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当はありませんということで、是正改善する事項においても、特に指摘することはないということでありました。

以上、審査の結果について、ご報告いたしました。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

ここで、議会から出ております昼神監査委員より補足説明がございましたらお願いいたします。

○監査委員（昼神二三男） ただいまの代表監査委員の報告以外には、補足する事項はございません。

以上です。

○議長（下岡幸文） 以上で、監査報告は終わります。

◇ 3 議案説明員の出席要請の報告

○議長（下岡幸文） 次に、本定例会における議案説明員の出席要請であります。地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請いたしましたことを報告いたします。

=== 日程第6 報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第6に進みます。

◇ 報告第9号（令和元年専決第1号）特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 報告第9号、（令和元年専決第1号）特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

鞍馬選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鞍馬 淳） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、報告第9号は、報告のとおり聞きおくことといたします。

◇ 報告第 10 号 (令和元年専決第 2 号) 損害賠償の額を定めることについて

○議長(下岡幸文) 続いて、報告第 10 号、(令和元年専決第 2 号) 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長(林 浩樹) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、報告第 10 号は、報告のとおり聞きおくこととします。

◇ 報告第 11 号 (令和元年専決第 3 号) 令和元年度喬木村一般会計補正予算(第 2 号)

○議長(下岡幸文) 報告第 11 号、(令和元年専決第 3 号) 令和元年度喬木村一般会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長(村澤明彦) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようであります。

報告第 11 号は、報告のとおり聞きおくことといたします。

◇ 報告第 12 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率について

○議長(下岡幸文) 続いて、報告第 12 号、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、報告第12号は、報告のとおり聞きおく
ことといたします。

◇ 報告第13号 平成30年度決算に基づく資金不足比率について

○議長（下岡幸文） 続いて、報告第13号、平成30年度決算に基づく資金不足比率について
を議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、報告第13号は、報告のとおり聞きおく
ことといたします。

ここでお諮りいたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午前10時45分といたします。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時45分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

=== 日程第7 議案審議 ===

○議長（下岡幸文） 日程第7に進みます。議案審議に入ります。

◇ 議案第 28 号 喬木村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第 28 号、喬木村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

城田住民窓口課長。

○住民窓口課長（城田秋弘） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

福澤議員。

○3 番（福澤眞理子） 個人番号カードで印鑑登録証の発行依頼できるということですが、いま発行されている印鑑証明の印鑑登録証は併せて発行されるということでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

城田住民窓口課長。

○住民窓口課長（城田秋弘） こちらは、印鑑登録の申請自体は同様にやっただきまして、交付に際して、現状、印鑑登録証明証がないとご本人であっても交付できないものを、登録が既にされている方でご本人の場合に限り、個人番号カードで登録証に代えて交付を、証明書を発行できるということになります。

○議長（下岡幸文） ほかにいかがですか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

議案第 28 号は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 29 号 喬木村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 次に、議案第 29 号、喬木村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け
に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 補足説明をしますか。補足説明をしますか。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） （補足説明）

○議長（下岡幸文） どのように訂正しますか。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 今の 2 番のところは、1 番が弔慰金ですので、亡くなった方になり
まして、2 番は死亡者というのが書いてありますけれども、そこでけがをされた方とか
そういうことで、障害の見舞金になりますので、死亡者でないということで、訂正をお
願いしたと思います。

説明は以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

後藤議員。

○5 番（後藤澄壽） 今の訂正部分ですが、死亡者が家族じゃなくてですね、障がい者が家族
の生計を主として維持していた場合という具合の訂正じゃないんでしょうか、質問いた
します。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。答弁できますか。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 今のことですけれども、少し確認させていただいて、お答えをさせ
て、正確なお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（下岡幸文） ほかに質疑いかがですか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

議案第 29 号は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 30 号 喬木村下水道条例及び喬木村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 次に、議案第 30 号、喬木村下水道条例及び喬木村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長(林 浩樹) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

議案第 30 号は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 31 号 平成 30 年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定について

◇ 議案第 32 号 平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

◇ 議案第 33 号 平成 30 年度喬木村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◇ 議案第 34 号 平成 30 年度喬木村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

◇ 議案第 35 号 平成 30 年度喬木村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（下岡幸文） 次に、議案第 31 号、平成 30 年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 32 号、平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 33 号、平成 30 年度喬木村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 34 号、平成 30 年度喬木村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 35 号、平成 30 年度喬木村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、以上 5 件を一括議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

はじめに、議案第 31 号、平成 30 年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定について、会計管理者より説明を求めます。

城田会計管理者。

○会計管理者（城田秋弘） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 次に、特別会計について、順次説明をお願いします。

城田会計管理者。

○会計管理者（城田秋弘） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 31 号から議案第 35 号までは、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号から議案第 35 号までは、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 36 号 平成 30 年度喬木村水道事業会計決算の認定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 36 号、平成 30 年度喬木村水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、順次説明を求めます。

福澤水道事業会計管理者。

○水道事業会計管理者（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第 36 号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号の案件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

（報告案件 2 件についての審議 報告第 9 号・報告第 11 号）

○議長（下岡幸文） ここでお諮りいたします。

先ほど日程第 6、報告の中で、すべて聞きおいたわけではありますが、地方自治法 179 条と 180 条のうち、180 条については聞きおくことでよろしいわけではありますが、179 条につきましては議会の承認が必要であります。

これに該当するのは、報告第 9 号、それから報告第 11 号になります。

これから審議されます令和元年度の補正予算案では、承認が必要となりますので、ここでこの報告案件につきまして、2 件、討論・採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） それでは、報告 2 案件について、討論・採決いたします。

先に、報告第 9 号につきまして、質疑は終わっておりますので、討論を行いたいと思います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、採決を行います。

この報告第 9 号を承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第 9 号は、承認することに決定いたしました。

続いて、報告第 11 号、令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 2 号）について、討論・採決を行います。

質疑は終了しておりますが、討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、採決を行います。

報告第11号について、承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、承認することに決定いたしました。

◇ 議案第37号 令和元年度喬木村一般会計補正予算(第3号)

◇ 議案第38号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

◇ 議案第39号 令和元年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

◇ 議案第40号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第37号、令和元年度喬木村一般会計補正予算(第3号)、議案第38号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第39号、令和元年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第40号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第2号)、以上4件を一括議題といたします。

朗読を省略し、順次説明を求めます。

はじめに、議案第37号、令和元年度喬木村一般会計補正予算(第3号)について、説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長(村澤明彦) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第38号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯ヶ濱教子) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第39号、令和元年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、説明を求めます。

○保健福祉課長(飯ヶ濱教子) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第40号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第2号)について、説明を求めます。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 37 号から 40 号までは、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号から 40 号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

=== 日程第 8 請願 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第 8、請願についてに進みます。

-
- ◇ 請願第 2 号 「国の責任による 35 人以下学級推進と教育予算の増額」を求める請願書
 - ◇ 請願第 3 号 「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める請願書
 - ◇ 請願第 4 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
 - ◇ 請願第 5 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

○議長（下岡幸文） 請願第 2 号、「国の責任による 35 人以下学級推進と教育予算の増額」を求める請願書、請願第 3 号、「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める請願書、請願第 4 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書、請願第 5 号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書、以上 4 件を一括議題といたします。

ここで、紹介議員から説明を求めます。

佐藤文彦議員。

○1 番（佐藤文彦） それでは、今定例会に出されております請願 4 つにつきまして、私の方から説明をさせていただきますが、それぞれ教育環境であったり、教職員の処遇改善等に関することございまして、長文になりますので、私からは表題、また請願先、請願者、そして意見書の記書きの項目についてのみ、朗読をもって説明とさせていただきます。

4 つの請願、一括で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、請願第2号、「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額」を求める請願書、喬木村議会議長、下岡幸文様。

請願者、喬木村学校教職員組合代表、所洋樹様。

おめくりいただきまして、記書きの1、国の責任において計画的に35人以下学級を押し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

以上でございます。

続きまして、請願第3号、「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める請願書につきまして、説明いたします。

請願先、請願者ともに同じくでございます。

おめくりいただきまして、記書き1、現行の学級編制基準を見直し、複式学級の解消へ向けた適切な措置を国の責任において講ずること。

2、国の責任において、各学校の抱える教育課題等に応ずるための教職員の人員確保に努めること。

続きまして、請願第4号、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書。

こちらも請願先、請願者は同じくでございます。

おめくりいただきまして、記書き1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

続きまして、請願第5号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書。

こちらにつきましても、請願先、請願者、同じくでございます。

おめくりいただきまして、記1、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率にもどすこと。

以上となります。

内容につきましては、ご確認いただければと思います。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、請願第2号につきまして、質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

続いて、請願第3号について、質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

続いて、請願第4号について、質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

続いて、請願第5号につきまして、質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号から第5号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

3. 散会

○議長（下岡幸文） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時59分